

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年八月六日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年一月十九日奈良県指令建第一一二―一二六号

令和六年七月十八日奈良県指令建第一一二―一二六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年七月二十五日建第一〇三五七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年七月二十五日建第五九三八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字吉井一四番一、一四番八、一四番九、一四番一〇、一四番一一、一

四番一二、一四番一三、一四番一四、一四番一五、一四番一六及び一四番一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市内膳町五丁目六番二九号

株式会社アイトーホーム 代表取締役 飯原泰弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字吉井一四番一

下水道 大和高田市大字吉井一四番一の一部

水路 大和高田市大字吉井一四番一七

一 許可番号

令和六年三月十五日奈良県指令建第一一二―一七三号

令和六年六月五日奈良県指令建第一一二―一七三一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年六月二十六日建第一〇三五八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

四

生駒市東菜畑一丁目二九三番一及び二九三番二

開發許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市東菜畑二丁目八一番地

出垣明子